1 件名

オープンイノベーション促進事業業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

大田区指定場所(産業振興課ほか)

4 業務執行体制

受託者は本事業の業務内容について十分に理解し、安全かつ円滑に業務を実施するため、以下の者を配置すること。

(1) 統括監督者

本事業に関する各業務を統括するために統括監督者を置くこと。

ア 統括監督者は、本事業を受託する事業者の社員・従業員から選任すること。 なお、統括監督者が不在の場合は、統括監督者が指定する者がその任に当たること。 と。

- イ 統括監督者の業務は次のとおりとする。
- (ア) 関連業務を統括し、業務全般にわたる総合調整を行う。
- (イ) 区と協議の上、業務全般の進行調整等を行う。

(2)業務責任者

受託者は、業務に関する能力、経験及び知識を豊富に有する者の中から業務責任者を定めること。業務責任者は、各受託業務を円滑かつ機能的に進めるために、統括監督者の監督を受け業務を遂行する。

また、業務責任者が不在の場合は、業務責任者が指定する者がその任に当たること。

なお、統括監督者との兼務は不可とする。

5 業務内容

(1) スタートアップ・大企業等の募集

ア 製品開発ニーズや技術ニーズを有するハードウェアスタートアップや大企業等で、 大田区企業との協業・発注の意向がある事業者につき、受託者のネットワーク等を活 用して発掘を行うこと。

イ アで発掘された事業者のニーズについて、マッチング先となる区内企業へ周知・広報するための整理を行うこと。

(2) オープンイノベーションプロジェクトの組成および伴走支援

ア (1)で整理されたニーズを元に、羽田イノベーションシティ内 PiO PARK を活用して、区内企業とのマッチング機会の創出を行うこと。なお、マッチング候補

となる区内企業の選定に際しては、区と調整を行うこと。

イ アのマッチング機会を経て、双方合意の上プロジェクトとして進める案件を2件 創出し、その進行に関する伴走支援を行う。なお、プロジェクトの組成は双方の秘密 保持契約締結をもって成立とする。

(3)情報発信・広報

- ア (1)(2)の業務において、区において作成する本事業の広報ホームページに係るデザインの素材提供や、受託者の知見を活かしたホームページ構成の提案などを通じて、ホームページの作成支援を行うこと。
- イ 本事業を履行中での効果的なタイミングで、SNSや受託者のネットワーク等を 活用した外部向けの情報発信、告知用のパンフレットの作成・印刷を行うこと。情報 発信及び告知用パンフレット作成のタイミング、内容、方法及び回数(部数)につい ては、区と協議の上すすめること。
- ウ 前号に係る情報発信に当たっては、そのタイミング、内容及び方法について、区及 び関係者と協議の上すすめること。
- エ 区プレスリリース等、区の広報媒体を活用する際には、原則として活用する日から 1週間前までに区へ相談すること。
- (4) イベントの開催・成果の周知
 - ア 区が PiO PARKの機能や区の施策を紹介し、プロジェクトへ参画する事業者を発掘することを目的としたイベントを 1 回程度企画、開催する際の補助を行うこと。開催にあたる企画・補助内容については、区と協議の上決定する。
 - イ 区が本事業の成果発表となるイベントを 1 回程度企画、開催する際の補助を行う こと。開催場所は PiO PARKとし、開催にあたる企画・補助内容については、 区と協議の上決定する。
 - ウ 本事業の成果およびPiO PARKの機能や区の取り組みを広く対外的に周知 するための事例集の作成を行うこと。事例集の内容については区と協議の上決定す る。
- 6 事業計画書作成、進捗状況報告等
- (1)受託者は、本事業の着手に当たり、速やかに事業計画書を作成し、区の承認を受ける

事業計画書には以下の事項を記載すること。

- ア 業務概要
- イ 実施方針
- ウ 工程表(組織計画を含む)
- エ その他必要な内容
- (2) 受託者は、事業計画書の内容を変更する必要が生じたときは、予め区と協議し承認を受けること。
- (3)受託者は、本事業を履行するに当たり、区と密接な連絡を取るとともに、進捗状況について原則として毎月2回程度打合せを行うこと。
- (4) 受託者は、区の求めに応じ収集資料及び報告書の原案を提出すること。

7 成果品

(1)報告書

- ア 提出期限 令和8年3月24日 (火)
- イ 成果品 報告書2部
- ウ 電子データ(編集可能な電子ファイル及びPDFファイル) CDまたはDVD一式
- (2) 受託者は、成果品の作成に当たっては区と十分に協議を行うこと。
- (3) 成果品の所有権、著作権は、区に帰属する。
- (4) 受託者は、データ類の収集、使用及び成果物の作成に際し第三者の著作権等に抵触する場合、その責任と費用を持って適正に処理すること。
- (5) 受託者は、本事業が完了したときは、上記に定める成果品を委託完了届とともに区へ提出すること。
- (6)電子ファイルの提出に際しては、コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び 駆除のための最新の処理を実施すること。

8 支払方法

検査終了後、請求に基づき一括して支払う。

9 その他

- (1) 受託者は、本事業の実施に当たり、労働基準法や最低賃金法をはじめとする関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図らなければならない。
- (2)受託者は、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とする保険に加入すること。
- (3)受託者は、本事業を適正かつ円滑に実施するために、区と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び進捗状況を確認すること。
- (4) 受託者は、本事業を遂行するに当たり、本事業の方針及び業務内容を十分理解 した上で、区が求める諸条件を満足させるため必要な技術を発揮すること。
- (5) 本事業の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うこととするが、区が所有し業務に利用できる資料はこれを貸与することができる。 なお、貸与された資料はリストを作成の上、区に提出し、業務完了時にすべて返却すること。
- (6) 本事業において送信する電子メール、電子メールに添付する電子ファイルについては、 コンピュータウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施す ること。
- (7) 受託者は、本事業を履行するために公有地、私有地に立ち入るときは、関係者と十分な協調を保ち、本事業が円滑に進むよう努めること。その際、身分証明書を携帯し、関係者の請求があったときは提示すること。
- (8) 受託者は、本事業に関して知り得た情報を区の許可なく他に漏洩してはならない。
- (9) 本事業の実施により生じた財産(成果品を除く。)は、区に帰属しない。

(10) 本仕様書に定めないもの、又は解釈上疑義が生じた場合は、区と受託者との協議のう え、決定する。